

E Uの規制改革に関する日本側（優先）提案及びコメント

目次

	（ページ）
日・EU 規制改革対話全般	1
（ A ．分野横断的規制）	
1 ． 商法・商慣行・競争.....	2
2 ． 基準・認証.....	4
3 ． 雇用.....	5
4 ． 貿易・関税.....	6
5 ． 情報・知的財産.....	7
（ B ．業種別規制）	
6 ． 法律サービス.....	8
7 ． 電気通信.....	9
8 ． 金融サービス.....	11
9 ． 自動車.....	13
10 ． 建設.....	15
（ C ．環境・食品安全関連規制）	
11 ． 環境.....	16
12 ． 食品.....	17
（ D ．在留邦人に関する規制）	
13 ． 運転免許.....	18
14 ． 滞在・労働許可.....	20
15 ． 社会保障.....	24
（注）税制.....	25

対EU規制改革優先要望リストについて

本年1月に我が国より提出した優先・補足全要望107項目の内、優先要望（16分野49項目）につき、分野横断的規制、業種別規制、環境・食品安全関連規制、及び在留邦人に関する規制の4つの視点から優先要望となる項目を厳選した結果、本優先要望リストは最終的に新規要望7項目を含め16分野45項目となった。また、新たな追加要望については を付した。

注：本要望リストに掲載した要望のうち税制に関わるものについては、EU域内のビジネス環境整備の観点から、特に我が国民間企業より指摘のあった事項を紹介するものである。

日・EU 規制改革対話全般

世界経済は近年になく厳しい状況にある。9月の米への連続テロ事件の発生は、その先行きを更に不透明なものにした。我々は、この困難な時代を切り開き、変革の好機としなければならない。既に、世界経済の回復と発展に向けて、様々な取り組みが行われている。現在、我が国は、聖域なき改革を行うことによって、我が国経済の建て直しを図らんとしている。また、EUにおいては、一層の統合と拡大の実現を通じてその経済成長の減速に対応せんとしている。更に、WTOのようなグローバルな枠組みについても、日本とEUは、世界経済の主要なプレーヤーとして、協力して主導的役割を果たさなければならない。

日・EU規制改革対話は、その積み重ねにより、これまで着実に目に見える成果をあげてきている。本対話は、日欧が相互の貿易・投資関係を強化することによって、世界経済の減速に協調して対応していく上での象徴的で、実際的な共同行動である。

我々は、日・EU規制改革対話が、欧州全体と日本との間の真に建設的な対話の場となることを願っている。本対話の目的は、互いに批判しあうことではなく、双方の規制について知見と経験を共有し、互いから学ぶことによってより良い枠組みを構築することである。

EUの深化と拡大は、域外に対してもオープンな形で進められなければならない。我々が改善を求めている事項の多くは、各EU加盟国の権限とされている事項や、各加盟国間の調和に関する事項であり、我々は、日・EU規制改革対話を有効なものとするため、欧州委員会にとどまらず、各EU加盟国がより積極的に参加することを要請する。また、我々は、本対話をより有意義なものとするため、欧州委員会が加盟国への働きかけを積極的に行うよう期待する。

我々は、以上のような基本的な考えに基づき、今般、EUに対する規制改革要望リストをとりまとめた。ここに、欧州委員会及び各EU加盟国に対しリストを提出するとともに、EU側が本リストの要望事項を今後真剣に検討し、具体的な成果をあげていくことを要請する。

本年度の日本側要望の中には、これまで要望してきた案件も多く含まれるが、これらは日本のビジネス関係者が現実に直面している重要な問題であり、繰り返し改善を求める声が出されているものである。我々は、これらの問題について進展を図るため、本年度の要望を取りまとめるにあたっては、問題点の明確化に努めるとともに、可能な場合には、考え得る具体的改善策を提示した。

我々は、この要望を取りまとめるにあたって多くのビジネス関係者の協力を得て、欧州でビジネスを行う際の具体的な問題点について把握に努めた。日欧間のビジネス界の対話と協力において重要な役割を果たしている日・EUビジネス・ダイアログ・ラウンドテーブルの提言も反映されている。

日欧協力の十年のスタートである今年度の日・EU規制改革対話のプロセスが、日欧経済にとって、ひいては世界経済にとって有益なものとなることを切に願う。

A . 分野横断的規制

1 . 商法・商慣行・競争

(1) 合併・買収審査の際の第三者への情報提供要請の慎重な運用

企業の合併・買収を審査する際、規則 4 0 6 4 / 8 9 に基づく欧州委からの情報提供要請について、合併・買収当事者以外の第三者企業も、情報提供拒否や提供した情報が不完全・不正確であるとの理由で制裁金を課される事例がある。また、その際、欧州委の情報提供要請書には「要請に応じない場合にペナルティがある」旨明記されていない例がある由である。については、詳細な情報提供が当事者以外の第三者に強制され、対象企業が過度の負担を強いられているとの不満があることに鑑み、また、欧州企業との公平な扱いを担保するとの観点から、提供すべき情報の程度及び第三者への制裁金賦課について、公平かつ透明な形での慎重な運用を要望する。

昨年度要望に対するEU側回答では、欧州の競争政策における情報提供の重要性和制裁金賦課の根拠が述べられているが、これについては当方も十分理解できるところであるが、一方で、日本政府代表部への連絡を含む透明性を保った運用については何ら回答されていない。

本件については、在欧日系企業の間から「過度の負担」として改善の要望が強いところであり、具体的要請として以下を提示する。(1)万が一制裁金が賦課される場合には事前に日本政府への連絡を行う、(2)要請書に対する回答期間が短いことに配慮し、企業側の要請があれば、要請書の送付先を「責任を持って回答ができる同一企業グループ内の一定の会社・部署」に限定する、及び(3)当該第三者企業側が、求められた情報の提供者たりえない合理的な理由が存在すると判断した場合には、情報提供の手続に入る前に、その理由を明示して欧州委に対し、「自社は無関係である」旨を表明し、欧州委側の説明を求めることができるような制度を導入する。(2),(3)により欧州委は、真に有益な情報を効率的に収集することが可能となり、限られた人的リソースの有効活用に資するものと思われる。

(2) EU域内の複数加盟国間での損益通算を認める指令の早期成立

ある加盟国内の居住法人の利益と他の加盟国にある子会社によって生じた損失を相殺することができるように1991年に出された指令案が未だに指令になっていない。欧州における投資促進のため同指令案の早期採択を望む。前回回答では、1992年以降議論の進展が無く近い将来の採択見込みは無い由であったが、本件は欧州会社法の不備を補うことも可能な法案であり、引き続き早期の審議再開を要望する。

(3) 欧州会社法の改善

多国籍企業がEU加盟国に子会社を作らなくとも域内の1カ国で欧州会社SE (Societas Europaea)の形態として会社を作ればEU中でオペレート出来ることを担保する「欧州会社法」は本年10月に正式採択され、2004年にも発効するものと承知。長期間に亘る欧州委他関係者の努力は評価するが、現状の内容では企業の組織再編に際し必ずしも直接役に立つわけではないとの意見が多数寄せられている。

加盟国をまたぐ会計・損益計算の採用と本規則・指令の非公開会社（在欧日系企業
の大半を占める）への適用について、引き続き検討するよう要望する。

2 . 基準・認証

EU市場における工作機械の検査体制

複数のEU加盟国では、機械安全指令の導入（1989/392/EEC）以後に市場に流通した工作機械についても、CEマークを貼付していないものが流通している旨報告されており、CEマーク制度を遵守して輸出している我が国企業は競争上不利な立場におかれている。現在のところ、このような違法な機械を取り締まるための、EU全域で統一された措置は存在しておらず、いくつかの加盟国においては、関係当局が毎年調査を実施し、CEマークのない機械に対し販売禁止や回収措置をとっているものの、十分な調査が行われていない加盟国も多い。

については、域内における安全水準の向上に対する理解から、CEマーク制度を遵守している我が国企業の努力にも最大限の配慮を求めたく、欧州委に対し、EU域内におけるCEマークの調査及び取り締まり措置を統一するための法令（規則、指令）を策定するよう要望する。

3 . 雇用

(1) 欧州の雇用制度一般

欧州における雇用制度・慣行は我が国のものと比べ、多くの点で雇用者側にとって厳しすぎる内容となっており、解雇、転勤、勤務時間、給与等について我が国進出企業にとって困難を生じている場合が少なくない。これらは必ずしも「規制」の問題とは言えず内外無差別なものもあるが、効率的な労働市場は欧州自身の利益にもつながると考えることから、現実に生じている問題が改善されることを引き続き要望する。

(2) 西の期限付雇用契約制度

西の法律では、生産状況に対応するためその原因となる事象が発生してから12ヶ月内に最大6ヶ月の期限（労働協約の変更により18ヶ月内に最大12ヶ月に延長可）を上限として、期限付き労働契約を結ぶことができるとしている。

前回西回答によれば、期限付き契約を繰り返しても直ちに違法とはならず、また、期限付き契約に関する西の規制は十分柔軟性を有しているとしているが、実際上は原則6ヶ月（最大12ヶ月）という期限が存在しており、日本企業の業務運営上、人事の面で支障を来している。西においては、依然として途中解雇に対して高い解雇補償が要求され、それ自体柔軟な雇用決定の妨げとなっているが、これが改善されない現状においては、企業が期限付き契約によって必要に応じて必要な期間労働者を採用することは不可欠である。

については、上記期限に限定されない期限付き契約が可能となるよう制度改正を要望する。

(3) 白の従業員代表保護規定

従業員代表選挙の候補者は、当選者のみならず、代理要員、落選した候補者を含め、次回4年後の選挙まで、勤怠不良でも解雇できない。前回要望に対し白から回答が得られていないところ、代理要員及び落選した候補者は、一般従業員と同じ扱いとするよう保護規定を改善することを引き続き要望する。

4 . 貿易・関税

アンチダンピング規則の適切な運用

欧州委員会のアンチダンピング調査について、テレビカメラ用部品の件に見られるように、当局が十分な証拠を有しない段階で、当局の自己の発意に基づいて職権調査を行うことにより、企業活動が妨害されているので、職権調査を行う際には慎重な検討を要望する。また、個人用FAXについて、再審査により対象製品の定義を拡大する動きがあるが、アンチダンピングの再審査制度は対象製品のダンピング課税措置を継続するか否かを判断するためになされるべきものであるため、対象製品の定義見直しについては、新たなダンピング案件としての手続をとることを要望する。また、現在の見直し審査の状況及び結果が示される時期についての情報提供を要望する。

5 . 情報・知的財産

個人情報保護指令

EUは、十分な情報の保護規定がない国や地域向けには、EU加盟国からの個人情報を出さないことを義務づける「個人情報保護指令」を1998年10月に発効させるなど、政府主導による規制を実施している。本規制実施にあたり、EU域内の現地法人から、採用情報、顧客データ等の各種情報を本社へ移転することが制限され、企業活動に支障が出てくる恐れにつき、前回の我が方要望の中で指摘したところ、本年8月の欧州委員会回答において、指令の運用には十分な柔軟性を持たせてあり、心配には及ばないとの説明がなされている。

我が国においては、産業界が、引き続き個人情報を保護するための自主規制に取り組んでおり、また、政府レベルでも、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とした「個人情報の保護に関する法律案」を国会に提出しているところである。

については、今後共、適切性認定を含み、日EU間において個人データの移転の自由が確保されるよう、EU側の前向きな対応を要望する。

B . 業種別規制

6 . 法律サービス

【総論】

我が国は法律サービスに関し、これまで日・EU規制緩和対話におけるEU側の要望を真摯に受け止め、外弁法改正を含めてできる限りの措置を行ってきたところであるが、他方、我が方からの要望に対し、EU側では十分な改善がなされていないことは遺憾である。これは、我が国外弁法の下、外国人弁護士が享受している地位に比較して、相互主義の観点から正当化しえない点であることを付記する。

については、EU各国の代表機関である欧州委の各加盟国に対するイニシアティブを期待し、EU加盟国において、我が国の弁護士が、より容易かつ広範囲に法律サービスを提供できるよう規制を緩和することを要望する。

(1) 仏における外国弁護士の母国の法律サービスに関する業務従事の許可

日本は、かねてからEUに対し、仏が我が国の外弁法のように外国弁護士が特別の試験を経ることなく母国の法律サービスを行う業務に従事することが出来る制度を設けるべきことを要望してきた。

本年8月の仏側回答によれば、外国弁護士が仏において外国法に関する法律サービスを提供する場合、あくまで仏における仏語の法律知識検定試験に合格する必要があるとしている。

我が方の要望に対しては、これまで同様、満足のいく回答は得られていないこと、我が国の外弁法において法律知識検定試験の要件が課せられておらず、お互いの制度の同等性の観点から問題があることから、引き続き本要望を維持する。

(2) 独における外国弁護士のいわゆる第三国法に関する法律事務の許容

本年8月の独側回答によれば、独において、外国弁護士は、第三国法に関する法律事務を取り扱えないが、他国の弁護士と提携することにより、結果として何ら制限なしに第三国法を取り扱えろとし、これにより他国の法律について依頼者に広い助言を与えることが可能となる等としている。

しかし、第三国法を排除する合理的理由は不明であり、また、我が方の要望である外国弁護士が直接第三国法に関しても法律事務が行えるように規制を緩和するとの点では満足のいく回答は得られていないので、引き続き本要望を維持する。

7. 電気通信

(1) EUにおける相互接続

(a) EUにおいては、既に「相互接続約款(相互接続に関する基本的な接続約款)(Reference Interconnection Offer :RIO)」が全ての加盟国において公表されている。しかしながら、RIOについては単に公表さえすればよいものではなく、市場ニーズに基づいて詳細な要素を記述すべきことが現行の相互接続指令(Directive 97/33/EC)(第7条の3)で求められている。それにも関わらず、当該指令の要件を満たしていない加盟国が存在することを欧州委員会は、「電気通信規制パッケージの実施に関する第6次報告書」において認めている。

また、「RIO」に記載すべき契約条件の中に、「接続に要する期間」が含まれることを明確にすべきことの我が方要望については、欧州委員会は何も回答していない。

したがって、「RIO」の記述について、EU指令上の要件を充たしていない加盟国に対して、今後はどのような措置を求めていくのか明らかにするとともに、「RIO」に記載すべき契約条件の中に、「接続に要する期間」が含まれることを明確にし、加盟国に対し明示するように要望する。

(b) このような背景としては、「RIO」に「接続に要する期間」が記載されている場合、新規参入を計画する事業者にとっては、新規参入にあたってのビジネスプランが立てやすくなり、ひいては現行の相互接続指令(第7条の3)の「市場ニーズに従った要素」(components according to market needs)に繋がると考えているものである。

逆に、これが記載されていない場合、新規参入者はいつ接続が開始されるかわからず、ビジネスプランを立てることが困難となる。また、我が方としては、欧州委員会からの回答(「接続に要する期間」は、ビジネス上の議論に委ねるべき。)には疑問を持っている。

については、欧州委員会は、「市場ニーズ」に該当する事項について、どのような考え方に基づき、「RIO」に記載すべき事項と事業者間の交渉に委ねるべき事項を切り分けているのか明らかにされたい。

(c) さらに独からの回答によると、独においては、相互接続指令第7条の3は独の国内法に十分反映されていると考え、電気通信分野の発展は何よりも市場参加者の手に握られており、国家は例外的な事例に関してのみ介入すべきであるという回答を行っている。しかし、我が方は、相互接続における事業者間の交渉は、対等な立場同士でのみ有効と考えており、SMPを有する事業者とそれ以外の事業者とは対等な立場とは言えず、国家が介入すべき例外的な事例に該当するものとする。更に、紛争が起こった場合に事後的に介入できるというのが、これでは接続開始までに時間がかかるのみならず、当事者は標準的な接続期間が分からないため、紛争に勝てるかどうかの予測可能性も奪われる。

については、独政府が、早急に独の「RIO」の中に、「接続に要する期間」を含めることを要望する。

(2) EU、独及び仏における免許料

仏の免許料は、一定程度の免許料の引き下げが行われ、独においても免許料に関する制度の改正作業が開始されるなど、一定の改善があったことを歓迎する。

しかし、仏においては、次のとおりネットワーク設置申請時の免許料は175万フラン(約26.7万ユーロ)のまま据え置かれ、引き下げが行われていないこと、また、いずれの免許料も日本の免許料(事業許可申請時の15万円のみ、約1,363ユーロ)の10倍以上の水準である。また、独については、免許料に関する規則の改正が開始されているものの、改正後の免許料がどの程度の水準となるか、いつまでに改正が実現するのか明らかにされていない。

については、仏政府及び独政府が、適切な措置を早急に講ずることを要望する。また、欧州委員会としても、両国政府が上記措置をとるよう確保するとともに、各加盟国別に免許料の情報を公開することを要望する。

(参考：仏における免許料の推移)

(a) ネットワークの設置

申請時	175万フラン(99年)	175万フラン(現在、約26.7万ユーロ)
毎年	350万フラン(99年)	87.5万フラン(現在、約13.3万ユーロ)

(b) サービスの提供

申請時	75万フラン(99年)	25万フラン(現在、約3.8万ユーロ)
毎年	150万フラン(99年)	12.5万フラン(現在、約1.9万ユーロ)

(3) EU 域内への無線通信機器の輸出

日本においては、法令に適合している無線通信機器を、EU 域内に輸出する際には、EU 指令(R&TTE)に合致させるよう無線通信機器に手直しを行う必要があるが、EU においては周波数の割当等に関する各国の国内規制が統一されていない。そのため、EU 域内で調和されていない周波数帯域を使用する無線通信機器を輸出する場合、製造者側でテストレポートを作成し、輸出先の国が指定する適合性評価機関に申請・承認をもらい、さらに輸出先の国の周波数管理当局に通知を行うといった手続が必要となり多くの時間を費やすこととなっている。

については、適合性評価機関による承認後の、各国の周波数管理当局への通知の手続を廃止又は簡素化するよう要望する。

(4) 欧州委の調整状況・違背手続等にかかる情報開示

欧州委員会は、今後とも日 EU 規制改革対話の枠組みの中で、加盟各国での状況、日本の要望事項に関する各加盟国と欧州委員会との調整状況及び電気通信関係の指令に対する違背手続の進行状況に関する情報について開示するよう引き続き要望する。

8 . 金融サービス

(1) 金融分野における E U 共通手続の導入

ある国で認められた活動、商品、ライセンス等に関して、他の E U 加盟国でも自動的に認められ、追加的な手続の必要がない、若しくは報告のみで許可を要しない制度を導入することを要望する。これが認められない限り欧州の金融サービス市場は単一市場とは言い難い。また、監督当局に対する届出書類について、各 E U 加盟国において、日本人を含む外国人への配慮として複数言語で記述されたフォームを準備するのは、欧州域内のビジネス環境を整備する上で即効性のある処方箋と思われるので、早急な対応を検討して欲しい。また、国毎に異なる内容、様式の届出を行うのは煩雑であり、ビジネス上の障害となっているので、届け出内容、様式の調和を検討して欲しい。現在、欧州委としても金融サービス市場統合に向けた努力を行っているが、前回の回答は不十分と言わざるを得ない。短期的に解決できる問題ではないが、継続的な努力を要請する。

(2) 域内銀行と域外銀行の取扱の統一

大口融資規制に関し、邦銀がポルトガル、オーストリア、ルクセンブルグ、オランダに支店を開設した場合は、E U 加盟国籍の外銀支店に対する取扱（外銀支店の融資についても本国での資本額を同規制の計算上用いる）を受けられない。邦銀支店については、当該支店の資本額（いわゆる「持ち込み資本額」）をベースにした規制がなされるため、一件あたりの融資額の上限が低く抑えられる等の取り扱いがあり、E U 域内に本店を持つ他の銀行に比し不利である。前回の E U 側回答では、現在これら 4 カ国に純粋な形での邦銀の「支店」は存在しないことが強調されていた（E U 域内に現地法人（支社）を設立すれば問題は解決される）が、これは今後支店を開設しようとする場合の障害となるので、受け入れられない。今後のビジネス展開の自由度を確保するという意味で、域外に本店がある場合も域内に本店がある場合と同様の扱いとすることを希望する。なお、ルクセンブルグについては何ら回答が得られていないので、引き続き回答を要望する。

(3) 個別国における事項

(a) 独においては、大口融資規制の対象となる融資残高を算定するにあたり、日系企業グループの認定について、実態にそぐわない取り扱いがなされている由である。すなわち、企業グループの認定に際し、日系企業については旧財閥のグルーピングが依然として判断基準となっており、実質支配の観点からは明らかに実態を反映していないグルーピングが行われている。現在我が国では株式持ち合いの解消や系列を越えた合従連衡が進行しているところであり、連結会計基準に即したグルーピング等、より現実を反映したものに变更されることを要望する。

(b) 仏においては本店所在地が E U 域内であるか否かによって以下のような取り扱いの相違が見られる。(a)と同様に支店が現地法人かという経営形態の自由度確保の観点から、域内外の銀行を同様に扱うよう要望する。

< 仏における取り扱いの相違点 >

- ・域外銀行は支店開設の申請と許可が必要（域内銀行は事前報告のみ）
- ・域外銀行の支店は擬制資本が必要（域内他国銀行の支店は不要）
- ・域外銀行の支店は預金保険機構加入が必要（域内他国銀行の支店は不要）等

また、外銀支店でも保険料負担・救済スキームとも仏銀と同様に制度に組み込まれ、貸出残高による保険料分担の対象となる。これは我が国を含め他国には見られない規制であり、改善を要望する。

前回の仏回答は、我が国とは監督制度・法制度が異なるため邦銀が差別的取り扱いを受けるとしても致し方ないという趣旨と解されるが、各取り扱いごとの根拠、理由は不明であるため再度要望する。

(c)なお、仏の金融監督に関して、以下2点を併せ要望する。

(i)仏における資産査定

仏における資産査定の基準は明文化されたものが存在せず、銀行の所要引当金算定に際し検査官の裁量の余地が大きい。同じ取引先に対する貸出でも、銀行毎に検査官が違うために異なる指導が行われるケースがある。監督基準は銀行経営上極めて重要な意味を持つものであり、ルールを明文化し、透明且つ明確にすることを要望する。前回仏回答では、仏の監督基準はバーゼル委の基準に沿っておりIMFも問題視していない由であったが、我が方要望の中心要素である「ルールの明文化」の意思はないと解されるので、引き続き要望する。

(ii)仏における流動性比率規制

流動性比率規制について、本支店への資金放出ネット額（本支店への資金放出 - 本支店からの資金調達）について、本店からのStandby L/Cを差し引いて流動性比率を算出しなければならず、外銀の流動性比率算出上不利である。前回の仏回答では、邦銀が不利に取り扱われているとの状況は存在しないとのことだったが、当方調査によれば、現に右の如き指導が当局より行われている例がある由であり、右規制の緩和若しくは撤廃を要望するとともに、規制の根拠・存在の有無につきEU側の誠意ある回答を求める。

9 . 自動車

(1) 二輪車・商用車の車両形式認証制度 (W V T A) の創設

現在、W V T A は乗用車及び二輪車について適用されているが、商用車については、いまだ本制度の適用がなされていない。本年 8 月の欧州委員会回答によれば、商用車への本制度の適用については、本年中に理事会及び欧州議会へ提案する旨述べられているが、早急の実施細目を定めて制度の運用を開始するよう引き続き要望するとともに、適用開始までのスケジュールの明示を求める。

(2) 車両型式認証制度 (W V T A) における E C E 規則 1 3 H の採用

E C において、E C E 規則 1 3 H が採用されたことを評価する。しかし、今後、本規則が W V T A において使用可能となるためには、自動車の型式認定に係る E U 指令 (指令 1970/156/EEC の ANNEX) に同規則を追加する作業が必要である。本年 8 月の欧州委員会回答によれば、同規則の採用手続き終了後、直ちに同指令に同規則を追加する旨述べられているが、未だ同指令の改正は行われていないと聞いている。については、同指令改正の早期実施及び改正スケジュールの明示を要望する。

(3) 歩行者保護法規

歩行者保護基準については E U が独自に作業を進めているが、国際研究調和プロジェクト (I H R A) の枠組みの中で、日本、米国などとも歩調を合わせたうえで調和基準を策定するよう要望する。

(4) E L V (End of Life Vehicles: 廃自動車) 指令

本年 8 月の欧州委員会回答によれば、前回、我が方が要望していた使用禁止物質に関する現行の適用除外リストの拡充に関しては、明年開催予定の廃棄物規制に関する規制委員会で優先的に検討する旨述べられているが、現行の適用除外リストは、代替不可能と考えられる物質が網羅されておらず、不十分であると思われるため、引き続き適用除外リストの拡充を要望する。

また、先般、J A M A (日本自動車工業会) 及び A C E A (欧州自動車工業会) が、適用除外リストへの追加希望物質を明記した意見書を共同作成し、欧州委員会に提出した旨聞いているが、今後、適用除外リストの拡充を検討するにあたっては、この意見書の内容を十分尊重するよう要望する。

(5) 運転視界に関する国際調和基準策定に向けた日・E U 間の協力

現在、我が国においては、自動車の運転者からの視界に関する安全基準の策定を検討中であるが、E U においても、同様の検討がなされていると聞いている。

我が国は、同安全基準について、自動車の安全性の向上及び自動車基準の国際調和促進の一環として、グローバル協定 (the 1998 Global Agreement) に基づく、世界的技術規則 (Global Technical Regulations) を策定していくことが望ましいと考えて

いる。ついては、今後、本件に関し、日・EU共同で世界的技術規則の策定を行うことの可能性について早期に意見交換を開始し、より一層の基準調和を図ることにつき、EUの協力を要請する。

10. 建設

建設業者の資格に関する欧州規格

本年8月の欧州委員会回答によれば、相互承認の効果を高めるために、建設業者の登録に関する欧州規格について、CEN及びCENELICにおいて、我が国の要望を踏まえつつ草案を策定中とのことであるが、我が国の要望が具体的にどのような形で反映されるのか、また、策定に至る具体的なスケジュールがどのようなものか、という2点について説明を求める。

C . 環境・食品関連規制

1 1 . 環境

【総論】

現在、「欧州廃電子・電気機器指令(WEEE)」及び「廃電池指令改定」が、EU内部で検討、調整されていることと承知しているが、我が国としても環境問題の重要性を深く認識しており、「電気・電子機器の廃棄物に起因する環境への負担を軽減しよう」とするEUの目的については賛同する。しかし、こうした規制が企業にとり過度に負担となり、健全な経済活動を阻害する、或いは貿易障壁となることのないよう、当該規制の実施可能性等を含め、我が国業界の意見が反映されるよう十分な情報提供が行われるよう要望する。

(1) 廃電池指令改定に対する要望

ニカド電池については、代替研究が進められているところであるが、その中で、代替できない領域が明らかになってきている。特に、瞬間的大電流が必要となる分野や長期にわたる微少電流が必要となる分野においては、代替しうる電池が存在しない。そのため引き続きニカド電池が右指令の規制対象から除外されることを要望する。

(2) 廃電気・電子機器指令案(WEEE)

「廃電気・電子機器指令案(WEEE)」については、現時点(欧州議会第一読会終了)では我が国業界の要望がほぼ取り入れられていることから、これを評価するとともに、今後の審議及び実施に際しても、我が国に十分な情報提供が引き続き行われることを要望する。

12. 食品

ホタテの輸入解禁

ホタテの輸入解禁手続に関し、本年9月にEU査察団による査察が実施され、現在EU内部で査察結果が取りまとめられていると承知している。EU側からは輸入解禁に至るまでの所要の手続には通常6ヶ月を要する旨説明を受けているが、我が方としては査察結果に関して大きな問題点はなかったと理解しており、我が方のEU向けホタテの漁期は12月から開始されるどころ、早期輸入解禁を要望する。

D．在留邦人に関する規制

13．運転免許

(1) 運転免許に関するEC指令

EU加盟国は、1991年に採択された運転免許指令(91/439/EEC)に基づき関係国内法の整備・改正を実施し、この結果、我が国免許証を保有する者が加盟国免許証に切り替える際、引き替えに我が国免許証の加盟国当局への提出措置がとられるようになった。

提出した免許証の取り扱いは国毎に異なり、廃棄ないしは一時保管されることが多いが、この措置のため在留邦人が一時帰国した際に運転ができず不都合が生じている。また、任期を終えて帰国する我が国国民が、EU加盟国発行の免許証を返却する場合でも、廃棄ないし紛失したとして我が国免許証が返却されない例も見受けられる。

ついては、我が国は、免許証切り替え時の我が国免許証の即時返却を引き続き要望する。かかる要望が白、デンマーク、独、希、西、仏、ルクセンブルグ、葡、フィンランド、スウェーデン、英の在留邦人から提出されている。

(a) 先ず、欧州委員会より全加盟国に対し、域外国の免許証の切り替えは共同体法の権限下には無く、各加盟国の権限であることを明示的に周知徹底するよう要望する。これは、先般提出された対EU要望への回答中、ポルトガルの例の様に誤認が見受けられるためである。

(b) 次に、この関連で、蘭及び独においては、免許証切り替え時の我が国免許証の即時返却が既にも実現ないし決定されていることにも鑑み、他のEU加盟国においても同様な措置が早期にとられるよう、欧州委よりEU加盟国に通達等を発出し働きかけることを要望する。

蘭においては、以前より希望すれば我が国免許証の即時返却措置が行われており、独においては、本年9月、我が国の免許証保有者が、仕事上の理由で定期的に日本に帰国しなければならない事実を根拠とともに報告すれば、独の運転免許証への切り替えの際に、日本の運転免許証を提出することなく引き続き保持できる旨決定されたことを付言する。

(c) なお、上述の措置がとられるまでの暫定的措置として、在留邦人が一時帰国等の理由により我が国免許証を一時的に必要とする事態に応じるため、我が国免許証とEU加盟国免許証の間の簡易交換制度(所持しているEU加盟国免許証を提出する代わりに我が国免許証を即時に一時返却する)を導入することを要望する。

その他のEU側回答について付け加えると、我が国の免許証発給当局が、EU加盟国当局によって返却された我が国免許証を受け取ることを拒否する理由については、外国免許証を我が国免許証に切り替える際、外国免許証を没収する制度をとっておらず、外国において没収された我が国免許証を含め没収免許証を処理する体制がないためである。

また、デンマークは、我が国免許証を期限が切れるまで保管し、期限が切れたら

その所有者に返却する旨、また、在留邦人が帰国する際には我が国免許証を期限に関係なく所有者に返却する旨述べているが、上述のように、同国当局が蘭または独と同様の措置をとるよう要望する。

(2) 伊における我が国運転免許証の切り替え

伊は国内法を改訂して以来、我が国の運転免許証から伊免許証への切り替えを従来通り続けていくためには、二国間取極を締結する必要があると主張してきたが、本年7月、我が国との間で合意が得られないまま、伊政府は我が国免許証との切り替え措置を停止した。

現在、我が国と、伊政府との間で早期に二国間取極を締結すべく交渉が行われているが、在留邦人の活動に悪影響を与えることにより、日・伊両国間の経済交流・文化交流等を阻害することのないよう、締結までの間の暫定措置として切り替え再開を要望する。また、日本政府として、日伊双方の運転免許制度の現状を十分尊重した上で早期の合意が得られるよう協力していきたい。

14 . 滞在・労働許可

総論

EUの加盟国において、労働査証等の取得或いは更新手続に非常に日数を要するため、EU加盟国に進出している我が国企業にとって、従業員の円滑かつ計画的な採用や配置転換に支障をきたしている。また、複数の加盟国において、査証事務担当者によって扱いが異なったり、査証発給基準が明確でないなど行政手続が不透明であったり、また、手続が煩雑であったりするケースが散見される（伊、西、希、白、仏、フィンランド、独、墺、葡、ルクセンブルグ、蘭）。よって、手続期間の短縮、手続の簡素化、許可証の有効期限の延長を要望する。

また、欧州委員会はシェンゲン協定の実施のための新たな指令案を検討中であるところ、同指令案の規程ぶりは我が国からの渡欧者との関係で滞在・移動に関し、多大な影響を及ぼす可能性があり、緊密な情報交換を要望する。

(1) 就労を目的とする第3国国民の入居・居住要件に関する指令

(a) 欧州委は本年7月に「就労を目的とする第3国国民の入居・居住要件に関する指令案」を採択し、理事会に提出されたと承知している。我が方はEU域内で就労しようとする我が国国民が負担する事務の軽減につながることを期待する。

(b) 指令案では許可申請の処理期限は一般労働許可の場合は180日間、企業内転勤を含む特別の場合は45日間となっている。本年8月のEU側回答によれば、欧州各国の処理期間は概ね1ヶ月程度となっているため、特に、一般労働許可に該当すると推察される教育等に従事する場合、処理期間の大幅な長期化を懸念する。

(c) 指令案の「善行証明」及び「技能証明」の具体的内容について不明なところ、明確化を要望する。

(d) 我が国企業の従業員の転勤の際には「企業内転勤者」に該当するものとして許可の申請をすることが予想されるが、申請の際の混乱を避けるため右基準の一層の明確化を要望する。

(2) シェンゲン協定に関する欧州委員会の指令案

欧州委員会は、本年7月、「シェンゲン協定に関する欧州委員会の指令案」を提案した。我が国としては、本指令案がそのまま実施される場合には、これまで我が国と欧州各国との査免協定に基づいて行われてきた欧州への我が国国民の渡航に多大な影響を与えようと思料される。その具体的な効果については、現在、我が国官民において、鋭意調査中であり、EU側においては、かかる影響に鑑み、今後我が国との間で緊密な情報交換を行った上、十分な時間をかけて最終的な指令案のとりまとめを行うことを要望する。

(3) 伊における滞在・労働査証取得等の改善

(a) 労働許可証に関し、役員クラスが対象となる独立事業者枠及び管理職が対象となる従属事業者枠とも枠数が少なく、新規の労働許可証取得が極めて困難であり、駐在員の交代に支障が出ている。我が方は労働許可証の増枠を要望する。

(b) 従属事業者枠の暫定措置として発行された 2 年間の期間限定労働許可証については、延長・更新が認められないが故に、新規に申請・取得せざるを得ず、かつ伊での就労・滞在のために新たな入国査証が必要とされることから、一時帰国を余儀なくされ、事業活動に障害が出ている。期間限定労働許可証が発給されたのは 53 人で、これは従属事業者枠を受けた人の 25% にあたるためその影響は大きく、労働許可証の更新は域内での実施状況から見て、多くの場合、国内で手続可能と承知しており、我が方は早急に有効期限の延長及び伊国内での更新を可能とすることを要望する。

(c) 滞在許可証取得につき、依然取得までに平均 3 ヶ月と長期間かかることが多いため、短期化を要望する。また、ミラノ及びトリノにおいて日本人等に対して滞在許可申請の専用窓口が開設されたことを評価する。引き続き、邦人の多い他の地域についても早急に同様の措置が取られることを要望する。

(d) 労働査証申請場所や申請担当者によって、必要であるといわれる書類が異なる。これは規則を含み運用等に変更があっても、末端の窓口まで徹底されていないためと見られる。必要書類の明確化（説明書類の発行等）および担当者に対する指導の徹底を引き続き要望する。

(e) 駐在員と一括ではなく単独で申請する配偶者の場合は、申請する書類が多く、徴求に時間がかかることから多大な負担となっている。引き続き改善を要望する。

(f) 自動車購入のために住民登録が必要とされており、住民登録の前提となる滞在許可証取得に時間を要するところ、本年 8 月の伊側回答には本件について回答がなく、住民登録を不要とする等の改善を引き続き要望する。

(g) 伊では出生地が重んじられ、査証等の取得時、その都度戸籍謄本のイタリア語訳を提出する必要があるとあり、手続の簡素化を要望する。日本ではパスポート取得時に戸籍謄本を徴求し、本人であることを確認の上パスポートを発給していることをふまえ、パスポートに記載されている本籍をもって伊政府が出生地を確認すれば必要十分である。本年 8 月の伊側回答には本件について回答がなく、伊側の見解を求める。

(4) 西における労働査証取得等の改善

(a) 本年 8 月の西側回答によれば、西当局は申請者の母国又は過去 5 年間に居住した国の犯罪歴に関する情報を求めることがある、とのことであるが、母国でも現居住国でもない国であって申請者が過去 5 年間に居住した国による無犯罪証明書は、労働査証申請時に必ず必要な書類ではない（すなわち、求められなければ提出しなくても良い）と理解してよいのか、また具体的にどのようなケースにおいてかかる書類の提出を求められるのか再度確認したい。他方、我が国が労働査証申請にあたり居住国の無犯罪証明書を求めている事実にも鑑み、申請者の負担を軽減する観点から、少なくとも母国たる我が国又は現居住国が発行する証明書で足りる扱いを

求める。

(b) 査証発行に係る手続は以前に比し全般的に迅速化が進んでいるものの、半年以上要しているケースも見られ、迅速化を要望する。

(5) 希における労働許可証

(a) 希では非EU国民への労働許可発行に当たり、非EU国民1人を雇うには少なくとも5人のEU加盟国民を雇用しなければならない、5人を上回るEU国民を雇用する企業は、EU国民と非EU国民の比率を10:1に維持しなければならないとの条件が適用されている(但し、当該非EU国民が幹部職員である又は特定の技術的・科学的知見を有する場合には適用されない)。

現在、本件につき具体的に問題となっている日系企業はなく、また、本年8月の希側回答によれば、希当局は本制度を改正する予定はないとのことであるが、右を緩和することにより、日本を含む各国企業にとっての投資活動条件が大幅に改善されるところ、我が国としては、かかる要件の廃止を引き続き要望する。

(b) 労働査証申請場所や申請担当者によって、必要であるといわれる書類が異なる。これは本年6月に「新入国管理法」が制定されても、末端の窓口まで徹底されていないためと見られる。必要書類の明確化(説明書類の発行等)および担当者に対する指導の徹底を要望する。

(6) 独における労働許可制度等の改善

(a) 昨年12月に「外国人施行令」が改正されたが、地方の外国人局等では同改正の内容を正確に把握していない事例が見られることから、周知徹底を求める。

(b) 日独ワーキング・ホリデー制度では、我が国に1年間滞在するドイツ人青年に就労期間の制限はないが、ドイツに1年間滞在する日本人青年には90日間の就労制限がある。本年8月の独側回答には本件について回答がないところ、引き続き就労制限の理由につき回答を求める。

(7) 白における労働査証等

(a) 労働査証及びプロフェッショナルカードの発給については迅速化が図られているようだが、依然として長期間かかっている例も見られ、引き続き手続期間の短縮を希望する。

(b) 若年層を中心に最長滞在期間を4年までに限定する査証が出てきており、IT技術など専門性を持つ若年層を配置するのに障害となっている。本年8月の白側回答において、管理職の区分で申請できることを示唆しているが、労働許可証の区分及びその認定基準について白側の説明は不十分であり、明確な説明を求める。また、最長滞在期間の制限について白側より説得力のある説明はなく、本制度が早期に廃止されることを要望する。

(8) 仏におけるビジネス滞在許可、就労ビザの発行・延長・更新手続の改善・迅速化

(a) 仏側による家族呼び寄せの手続きの改善及び長期滞在許可、就労ビザの発給手続の改善を評価するが、労働許可申請から取得まで最低 2 ヶ月、滞在許可証の更新手続に 1 ヶ月を要するというように、手続に要する日数が長く日本人駐在員の円滑な移動・配置転換に支障をきたす場合があり、また緊急事態に対応不可能となっている。家族の呼び寄せについても、現行手続では少なくとも半年は要すと承知している。本年 8 月の仏側回答によれば、現行制度を見直すつもりはないとのことであるが、更なる手続の短縮及び簡素化を要望する。

(b) また、滞在許可証の有効期限の現在の 1 年から 2 年への延長を引き続き要望する。

(c) 労働査証申請場所や申請担当者によって、必要であるといわれる書類が異なる。これはルール変更があっても、末端の窓口まで徹底されていないためと見られる。担当者に対する指導の徹底を引き続き要望する。

(9) 仏の商業人手帳

(a) 非 E U 加盟国の国民がフランスの会社の取締役就任時には、商業人手帳の取得が必要とされているが、申請に必要な書類が多く、かつ各県によって異なりわかりにくい。例えば日・仏無犯罪証明書、履歴書、無破産宣誓書、無犯罪宣誓書、銀行残高証明書等の書類が必要であるが、県によっては上記に加え、戸籍抄本、卒業証明書等の書類を要求される。本年 8 月の仏側回答ではこれらの書類を徴求する明確な理由がなく、商業人手帳申請のために必要な書類を簡素化するとともに仏全体で統一することを要望する。

(b) また、商業人手帳の取得のためには 4 ~ 5 ヶ月かかり、かつ毎年更新が必要である。商業人手帳の有効期限の延長 (2 ~ 3 年) を要望する。

(10) フィンランドにおける労働査証

日フィンランド経済貿易協議において、フィンランド側より在京フィンランド大が発給可能な労働査証の有効期限は 1 年間であり、フィンランドに赴任 1 年後に所管の地方警察署にて同査証を更新する際は、滞在予定期間に合わせて数年間有効の査証取得が可能との回答を得ているが、多くのケースでは有効期限 1 年のものしか発行されず、また、更新審査期間も 3 ヶ月程度かかっている。申請者が海外出張を行う際、申請者のパスポートを当局に預けているため、必要の都度当局から引き上げなければならず、大きな負担となっていることから、我が方は滞在期間に応じた有効期間の査証を迅速に発給することを要望する。

15 . 社会保障

(1) 社会保障に関する情報交換

日本と社会保障協定を締結していない欧州諸国においては、各国の基準に従い日本人駐在員が社会保障費の支払いを義務付けられるが、同一人が日本国内でも社会保障費の支払い対象とされ二重に支払う状態となっているため、企業にとって負担を強いられ、投資の妨げとなっているとの指摘は依然数多い。この問題については、既に独・英とは社会保障協定を締結し、仏とは予備協議を終え、条文交渉に向け準備中、また他のEU諸国を含むいくつかの国からも協定締結交渉開始の申し入れを受けているところであり、我が国としても、今後、我が国との人的交流の状況等に照らし、優先度の高い国から、順次協定締結交渉開始に向けた情報交換を進めていく用意がある。

(2) 社会保障制度の調整

EUでは社会保障の調整に関する規則を我が国を含む第3国の国民にも適用する改正案を審議していると承知しているが、EU域内で人が移動した場合、当該人についての社会保障の適用や課税標準が移動前の国と移動後の国とで異なる扱いをされるということと、手続が複雑となりコストもかかることから、審議が進展することを期待する。

(注) 税制

(1) 合併・資産の移転・株式交換等に適用する1990年合併指令の緩和

EU内の合併・資産の移転・株式交換等に適用する1990年合併指令は、EU内で組織再編を行う場合、評価替えを繰り延べする税制措置を規定しているが、対象となる「適格な組織再編」の範囲を限定しており利用しにくい。特に多くの日系企業が欧州で行っている現地法人の支店化等のグループ内の再編の際に、日系企業のニーズに基づく組織再編を行いにくくしている。企業が利用しやすいよう条件を緩和すべきである。前回回答では、2001年央にも本件に関連して法人税制の調査がまとまるとのことであったが、その結果と今後の本指令の取り扱いにつき説明を求める。本件もまた欧州会社法の不備を補うことも可能な法案であり、引き続き改善を要望する。

また同指令の実施に関連して、損失の取り扱い、株式売却の禁止期間、「のれん」の評価、親子会社間の資産移転等についてEU内で統一的な扱いがされないことから、欧州内でグループの再編を意図している企業は関係する加盟各国における取り扱いの違いを考慮しなければならず、作業的、コスト的に重荷であり、組織簡素化の妨げとなっている過度な企業負担を軽減するため、すべてのEU加盟国に適用される事前裁定制度を作るべきであり、それまでの間は、少なくとも、各加盟国間の制度の違いについての一覧表を作成する等、欧州委による情報提供の充実が必要である。前回のEU側回答では、現在の状況は欧州会社法によって改善されうることだが、欧州会社法がその適用対象を公開企業に限っている以上、本指令の緩和の必要性は高いと思料される。

(2) 移転価格税制の運用の調和

移転価格税制について、各国税務当局の運用はOECDルールに沿ったものであると理解しているが、域内外の多国籍企業が煩雑な手続きを余儀なくされているのが現状である。事前価格取決め制度の導入も徐々に進んでいるが、更なる改善・簡素化の余地があると認識している。今後とも、OECDでの議論に沿って、EU全体で調和のとれた簡潔な制度の構築、運用を行って欲しい。

(3) 付加価値税制度の調和

付加価値税について、各国税務当局ごとに手続及びその運用が大きく異なっており、EU全体を統一市場として認識し活動する際の妨げになっている。ついては、還付手続の期間短縮等 VAT システム全体の簡素化、現行ルールにより統一的な運用について、欧州委の一層のイニシアチブを期待する。

(4) 自動車関連税制の調和

デンマーク、希、フィンランドでは、自動車販売・保有等に100%前後の税金がかかっており、販売上大きな障害となるばかりでなく、EU内での価格調和の阻害要因となっている。ついては、高率な自動車関連税の軽減とともに、税制の加盟国間調和を引き続き要望する。

また、本年8月の欧州委員会回答によれば、現在、欧州委員会において、自動車

関連税制に関する調査研究を進めているが、2001年末までには調査結果の報告書がまとまる予定であり、その結果をもとに具体的な方針を検討していく旨説明されているところ、調査結果についての情報提供を要望する。

以上